

地方職員共済組合大阪府支部が行う事業の紹介

1 短期給付事業

組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害や被扶養者の病気、負傷、出産若しくは災害に関し、相互救済を図るための給付を行っています。

短期給付は、民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するもので、法定給付と附加給付とに区分されています。

- (1) 法定給付…給付を受ける受給権を法律上の権利として保護するため、直接法律をもって給付の要件、内容等を定めた給付です。
(例：療養の給付、出産費、傷病手当金など。)
- (2) 附加給付…組合の定款で定めるところにより給付することができる法定給付に準ずる短期給付です。
(例：家族療養費附加金、出産費附加金、傷病手当金附加金など。)

〈事業費及び財源〉

事業費	26年度実績	27年度予定
	8,463,482千円	8,445,345千円
財源	短期給付に要する費用の負担割合	組合員掛金：1/2 事業主負担金：1/2
	育児・介護休業手当金公的負担	地方公共団体負担金：1/1

2 長期給付事業（厚生年金）

平成27年10月にそれまでの共済年金制度が廃止され、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、被用者の年金は厚生年金保険制度に統一されました。

このことにより、70歳未満の地方公務員共済組合の組合員は、平成27年10月に自動的に厚生年金保険の第3号被保険者の資格を取得し、平成27年9月以前の地方公務員共済組合の組合員期間は、厚生年金保険上、厚生年金保険の第3号被保険者期間とみなされることとなります。

厚生年金の種類

老齢給付

老齢厚生年金	被保険者が一定年齢に到達し、労働することができなくなった場合に、その生活の安定を図ることを目的とした給付
--------	--

障害給付

障害厚生年金	被保険者が病気又は負傷の結果、一定程度以上の障がいの状態になって労働することができなくなったり、労働能力が制限された場合に、その生活の安定を図ることを目的とした給付
--------	--

遺族給付

遺族厚生年金	被保険者又は被保険者であった方が死亡した場合に、その遺族の生活の安定を図ることを目的とした給付
--------	---

〈事業費及び財源〉

事業費	26年度実績	27年度予定
	19,797,869千円	20,392,693千円
財源	長期給付に要する費用の負担割合	組合員掛金：1／2 事業主負担金：1／2
	公務による障害・遺族年金	地方公共団体負担金：1／1
	追加費用	地方公共団体負担金：1／1

3 福祉事業

組合員及びその家族の福祉の増進に資するために行っている事業で、次のような事業があります。

- (1) 保健事業・・・ 組合員の健康保持増進、組合員の保健、保養及び教養のために必要な事業を行っています。
- ・ 人間ドック・55ドックの実施
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施
 - ・ その他福利厚生を図るため福利厚生事業者への委託

〈事業費及び財源〉

事業費	26年度実績	27年度予定
	247,612千円	222,898千円
財源	保健給付に要する費用の負担割合	組合員掛金：1／2 事業主負担金：1／2

- (2) 貸付事業・・・ 組合員の臨時の支出に対する普通貸付、住宅貸付、災害貸付等を行っています。